

米子市企業立地促進補助金 手続きの流れ

事業の着手前に補助対象企業の指定を受ける必要があります。
事業計画について、事前に商工課へご相談ください。
補助要件、申請手続きについてご案内いたします。

① 事前相談

② 指定申請届出

③ 書類審査

④ 指定決定通知

⑤ 事業着手

⑥ 事業完了

⑦ 事業開始届出

⑧ 補助金交付申請

⑨ 書類審査

⑩ 補助金交付決定

⑪ 補助金支払請求

⑫ 補助金支払

① 【指定申請届出書類等】

- (1) 米子市企業立地促進補助金補助対象企業指定申請書
- (2) 事業所等又は本社機能の概要を明らかにした書類及び図面
- (3) 定款の写し及び登記事項証明書の原本又は写し(取得後3か月以内のもの)
- (4) 就業規則
- (5) 決算書(最新の決算年度のもの)
- (6) 市税等納付状況確認同意書
- (7) 役員等調書兼照会承諾書
- (8) 事業所別被保険者台帳(この申請書を提出する日前14日以内に公共職業安定所から提供を受けたもの)
- (9) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項に規定する労働者名簿の写し

- ・③の書類審査に2週間程度の期間を要します。
- ・④「米子市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書」を送付します。必ず指定確認後に事業着手してください。

⑦ 【事業開始届出書類】

- (1) 米子市企業立地促進補助金補助対象事業開始届出書

⑧ 【補助金交付申請書類等】

- (1) 米子市企業立地促進補助金交付申請書
- (2) 企業立地事業概要書
- (3) 投下固定資産の取得及び賃借に要する費用の額を証明する書類
- (4) 市税等納付状況確認同意書
- (5) 役員等調書兼照会承諾書
- (6) 事業所別被保険者台帳(この申請書を提出する日前14日以内に公共職業安定所から提供を受けたもの)
- (7) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項に規定する労働者名簿の写し
- (8) 事業所等又は本社機能の新設等に伴い、指定申請書を提出した日以降に新たに雇用した常用雇用者(本市在住者に限る)に対して交付した労働条件通知書又はこれに準ずるものの写し
- (9) 米子市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書の写し

- ・⑨の書類審査に2週間程度の期間を要します。
- ・⑩「米子市企業立地促進補助金交付決定通知書」を送付します。

⑪ 【補助金支払請求書類等】

- (1) 補助金等支払請求書
- (2) 振込依頼書
- (3) 振込先金融機関口座の確認ができる書類の写し

お問合せ先

米子市経済部商工課 商工振興担当

所在地/〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 (市役所本庁舎2階)

電話/0859-23-5217 ファクシミリ/0859-23-5354 Eメール/ shoko@city.yonago.lg.jp

